



》 廃棄物の不法投棄の防止

山道の脇や空き地等の人目に付かない場所などへ家具や生活ごみ、家電4品目、事業活動に伴って生じたごみを捨てる行為、不法投棄が問題となっています。

市では、巡回・監視パトロールを実施してお

り、不法投棄防止対策を実施しています。

法律に反した身勝手な行動により、土地の管理者や市民の皆さんに迷惑をかける行為は許されません。きれいな津市を残していくためにも、通報など皆さんのご協力をお願いいたします。

指定された場所以外に廃棄物を捨てることは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されており、不法投棄になります。

不法投棄をした者は、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。**



》 家電4品目の適正な処理方法

家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)は、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」により、処理方法が決まっています。ごみ一時集積所への排出や津市の施設への搬入はできません。

以下の処理方法により適切に処分しましょう。

処理方法

- ①家電製品を購入した店か、買い替えをしようとする店に依頼する
- ②家電リサイクル法対象家電収集運搬業者に依頼する
- ③郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込む

リサイクル料金について…家電リサイクル券センター(☎0120-319640)

運搬料金について…各収集運搬業者へ

指定引取場所について…株式会社タヤマ(高茶屋小森上野町1143、

☎234-8666)

※収集運搬許可のない業者に収集運搬を依頼すると、不法投棄の原因になります。廃棄物の収集運搬を業者に依頼する場合は、津市の許可を持った業者に依頼しなければなりません。



家電4品目



家電リサイクル法対象
家電収集運搬業者一覧